

登録教習機関登録変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（以下「法」という。）第 14 条又は第 61 条第 1 項に規定する「都道府県労働局長の登録を受けた者」として、法第 77 条第 3 項において準用する法第 47 条の 2 の規定に基づき登録教習機関登録事項を変更したので、労働安全衛生法及びこれに基づく命令にかかる登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定により下記のとおり公示する。

記

1 登録教習機関の名称

一般社団法人日本クレーン協会 長崎支部

2 登録教習機関の住所

東京都江東区新木場 1－1 1－7

3 代表者の職氏名

（変更前）会 長 森下 信

（変更後）会 長 曄道 佳明

4 変更年月日 令和 8 年 6 月 2 2 日

5 登録番号 0 0 3－1

0 0 3－2

0 0 3－3

0 0 3－4

令和 8 年 7 月 14 日

長 崎 労 働 局 長